

財務省告示第三十八号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成十九年一月二十二日に発行した割引短期国債  
の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成十九年二月九日

財務大臣 尾身 幸次

- 一 名称及び記号  
割引短期国庫債券（第四百十六回）
- 二 発行の根拠  
国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項
- 三 法律及びその条項の適  
社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  
札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）  
競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）  
であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）  
「国債市場特別参加者・第 非
- 五 募入決定の  
方法  
イ 価格競争  
入札発行  
各申込みのうち応募額の高いものからその応募額を順次割り当てる。

十 一 発 行 価 格 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金					七 イ 払 込 金 額	六 イ 発 行 額					口				
		行 入 札 発 競	争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加		国 債 市 場	入 札 発 行 争	イ 格 競	行 入 札 発 競	争 入 札 発 競		非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場
平成十九年一月二十二日	振替法の規定による振替口座簿	千円				三 千 円	九 百 十 五 億 二 千 八 百 十 四 万	一 兆 七 千 七 百 六 十 億 九 千 三 百 十							億 九 千 万 円 で 千 百 五 十 三 億 円	億 九 千 万 円 で 一 兆 二 千 八 百 四 十 六	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申

平成十九年一月二十二日

す。の記載又は記録は、最も低い額と

三  
千  
円  
九  
百  
十  
五  
億  
二  
千  
八  
百  
十  
四  
万

億  
九  
千  
万  
円  
で  
千  
百  
五  
十  
三  
億  
円

億  
九  
千  
万  
円  
で  
一  
兆  
二  
千  
八  
百  
四  
十  
六

十七	十六	十五	十四			十三	十二			口		イ				
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額	償還金額	償還期限	価格平均	募入平均	行争入札発	非価格競	者・第	特別参加	国債市場	入札発行	価格競争	
平成十九年一月二十二日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	償還金を支払う。	償還期は、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	十三銭一厘につき九十九円三	額面金額百円につき九十九円三				十三銭一厘につき九十九円三	額面金額百円につき九十九円三	額面金額百円につき九十九円三	額面金額百円につき九十九円三